

一般社団法人東京都トライアスロン連合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（英語名：Tokyo Metropolitan Triathlon Union、略称：TMTU）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都におけるトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、その他関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）の普及及び振興に関する事業を行い、もって都民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する競技は、以下の定義に従うものとする。

- (1) トライアスロンとは、スイム（水泳）、バイク（自転車）及びラン（ランニング）を一人の者が連続して行う競技をいう。
- (2) デュアスロンとは、第1ラン、バイク及び第2ランを一人の者が連続して行う競技をいう。
- (3) アクアスロンとは、スイム及びランを一人の者が連続して行う競技をいう。
- (4) 関連複合競技とは、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具等を変更して行う競技をいう。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) トライアスロン等に関する普及振興事業
- (2) トライアスロン等に関する講習会、研究会、講演会等の開催
- (3) トライアスロン等に関する競技会の開催
- (4) トライアスロン等に関する審判員及び指導者の養成と資格認定
- (5) トライアスロン等に関する関係団体との連絡調整事業
- (6) トライアスロン等に関する機関紙及び刊行物の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理事会で加盟を承認された加盟団体の代表者で、適正に代表者として選出されたことにつき、理事会で承認を受けた者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 加盟団体が運営上遵守すべき細目は、地域組織規程として、社員総会決議により別に定める。

(加盟団体の資格の得喪)

第6条 この法人の加盟団体になろうとする者は、次項の要件を満たしていることにつき、理事会において承認を受けなければならない。

2 この法人の加盟団体となる要件は下記の通りとする。

- (1) 市区町村を単位として設立されていること。
- (2) 当該市区町村内において、トライアスロン競技者を代表する唯一の団体であること。
- (3) 規約を有し、民主的な意思決定、執行、代表する機関が確立され、組織運営がなされていること。
- (4) この法人の目的に賛同し、当該市区町村の体育協会加盟を目指す団体であること。
- (5) 宗教、政治、営利を目的とした事業を行う団体でないこと。
- (6) この法人の定める諸規程を遵守し、組織・事業等が公正に運営されていること。
- (7) 当該市区町村に在住・在勤するトライアスロン競技者により会員が構成され、入会にあたって恣意的な選別がなされていないこと。
- (8) この法人の各種事業に積極的に協力し、他の加盟団体との交流、協力ができる体制であること。

3 加盟団体の代表者となった者は、適正に加盟団体の代表者として選出されたことにつき、この法人の理事会に報告し、承認を受けた時点で、正会員の資格を取得する。

4 加盟団体は、次の事由に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 除名されたとき。

5 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、除名することができる。

- (1) 第2項に定める基準を満たさなくなったとき。
- (2) 地域組織規程に定める義務に違反し、改善の見込みのないとき。
- (3) 長期にわたって連絡が取れないとき。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、別に社員総会決議により定める会費規程に従い、会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。ただし、やむを得ない事情があり、理事会が相当と認めるときは、この限りでない。
- (2) 当該会員が死亡し、または所属する加盟団体が解散ないし脱退し、または除名されたとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の承認及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算についての事項
- (5) 事業報告及び決算についての事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

ただし、書面による議決権行使を認める場合は、少なくとも14日前に、同様の方法により通知する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が議長にあたることができない時は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した者、他の者を代理人として表決を委任した者は、出席したものと見なす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上20名以内

うち

会長1名

副会長2名

専務理事1名

(2) 監事1名以上2名以内

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問及び事務局

(名誉会長、名誉副会長及び顧問)

第31条 この法人には、名誉会長1名及び名誉副会長並びに顧問を各若干名置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び名誉副会長は、理事会又は社員総会に出席して意見を述べること及び議決に加わることはできない。

4 名誉会長及び名誉副会長は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

5 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置く。

2 職員は会長が任免する。ただし、事務局長等重要な職員の任免については、理事会の承認を得るものとする。

3 職員は有給とする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長（代表理事）は西岡真一郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第 1 1 章 委員会

(委員会)

第 4 1 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員の選任、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

制／改訂履歴	制定	2014年3月30日
	改訂	2016年2月12日（第2条）
	改訂	<u>2018年12月27日（第11章 第41条）</u>